

長後四区自治会慶弔金等贈呈内規

会員に慶弔等が生じたときは、この内規により慶弔金を贈呈するものとする。

第1条 慶弔金

(1) 弔慰金

会員及び家族の死亡 5,000 円

役員の内任中の死亡 弔慰金の他に花輪を贈呈することができる。

(2) 御祝い金

新生児誕生1名につき 5,000 円

88歳(米寿) 5,000 円

この内規で定めない事項は、役員会の審議を経て決定する。

但し、緊急を要する場合は事後承認を受けるものとする。

第2条 慶弔金贈呈等に要した交通費等の実費は支給する。

(附則) この内規は平成20年4月1日より施行する。